

廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る行政処分一覧 令和6年2月28日現在

令和5年度

処分日	業者名・代表者等	住所	許可番号	処分内容	処分理由
令和6年2月27日	有限会社山田商店 代表取締役 山田 靖雄	名古屋市港区築盛町73番地の3	第06420061504号	産業廃棄物処分業許可の取消し	被処分者の役員が、令和5年1月25日に名古屋地方裁判所において、道路交通法違反により懲役8か月（執行猶予3年）の刑が確定していた。 これにより、法第14条の3の2第1項第4号で規定する法第14条第5項第2号ニで引用する同号イ（法第7条第5項第4号ハ）の欠格要件に該当するに至ったため。
令和6年2月27日	有限会社山田商店 代表取締役 山田 靖雄	名古屋市港区築盛町73番地の3	第06420061504号	産業廃棄物処分業更新申請の不許可	申請者の役員が、令和5年1月25日に名古屋地方裁判所において、道路交通法違反により懲役8か月（執行猶予3年）の刑が確定していた。 これは、法第14条第10項第2号で規定する同条第5項第2号ニで引用する同号イ（法第7条第5項第4号ハ）の欠格要件に該当するため。